

老齢厚生年金の繰上げ請求と繰下げ請求

繰上げ

60歳到達後、老齢厚生年金等を支給開始年齢前から繰上げて受給すること

●手続き方法

- 1 請求書の本組合年金課からお取り寄せください。
- 2 60歳以降に必要な書類と併せて、請求書の本組合までご提出ください。本組合の受付日が受給権発生日となります。

●注意点

- 1 支給開始年齢から1月繰上げごとに、年金額が、ひと月当たり0.4%(※1)減額となり、減額率は生涯変わりません。
(※1)昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%となります。
- 2 繰上げ請求の取消・変更はできません。(遡及請求も不可)
- 3 公務員または民間企業等に在職中の場合は、年金の支給額の全部または一部が停止となる場合がございます。なお、公務員として年金に加入される場合は、退職共済年金(経過的職域加算額)が全額支給停止となります。
- 4 複数の老齢厚生年金の受給権を有している方は、すべて同時に繰上げとなります。
- 5 国民年金の老齢基礎年金についても、同時に繰上げとなります。
- 6 繰上げ請求後、事後重症による障害給付は請求できません。
- 7 加給年金額の加算については、65歳到達時となります。
- 8 退職後にご家族の健康保険や所得税にかかる扶養に入る予定の方が繰上げ請求を行った場合、扶養の条件から外れてしまう場合があります。

老齢厚生年金等の繰上げ請求と老齢基礎年金の全部繰上げ請求をした場合の減額率の目安

生年月日 ()内は特定消防組員 (被保険者)	支給開始 年齢	繰上げ請求年齢				
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
— (S38.4.2~S40.4.1)	繰上げしない場合の 支給開始年齢 63歳	14.4%	9.6%	4.8%	-	-
		24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
— (S40.4.2~S42.4.1)	64歳	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	-
		24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S36.4.2~ (S42.4.2~)	65歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
		24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%

※各欄上段が老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の減額率、下段が老齢基礎年金の減額率

繰上げ請求をした場合としなかった場合で受給総額が同額となる年齢(分岐点)

昭和37年4月2日以後の生まれの方(減額率0.4%)

繰上げ支給請求時年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
受給総額が同額となる年齢	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

※分岐点には個人差がありますので、ご注意ください。

繰下げ

65歳以降の本来支給の老齢厚生年金等を66歳以降に繰下げて受給すること

●手続き方法

- 1 65歳到達時に本組合から案内する「65歳からの老齢年金の請求手続き」では請求書を提出せず、「繰下げ確認書」を本組合までご提出ください。
「繰下げ確認書」を提出いただくことで、65歳以降の年金は「繰下げ待機」となります。
- 2 1年以上の待機期間後(66歳以降)、請求書を本組合年金課からお取り寄せください。
- 3 必要書類と併せて、請求書を本組合までご提出ください。
本組合の受付日が受給権発生日となります。

●注意点

- 1 **支給開始年齢から1月繰下げごとに、年金額が、ひと月当たり0.7%増額となり、増額率は生涯変わりません。**
- 2 待機期間中に公務員または民間企業等に在職中の場合は、年金の支給額の全部または一部が停止となるため、停止された額を除いての繰下げ加算額の加算となります。
- 3 複数の老齢厚生年金の受給権を有している方は、すべて同時に繰下げとなります。
- 4 老齢厚生年金を繰下げした場合でも、国民年金の老齢基礎年金は65歳時に請求できます。
- 5 繰上げをした方、65歳到達時から66歳到達時までには障害給付(障害基礎年金・旧国民年金法による障害年金のみを受給する方を除く)・遺族給付の受給権を有する方は繰下げできません。
なお、66歳到達日以後に障害給付・遺族給付の受給権を有した場合、その時点で増額率は固定され、増額率は増えません。
- 6 繰下げは最長10年間(※2)となります。
(※2)令和4年4月1日以降に70歳に到達された方が対象となり、それ以前に70歳に到達されている方は、最長5年間となります。
- 7 待機期間中は、年金の支給はございません。

その他

繰上げおよび繰下げともに、受付日の翌月分から支給対象となりますが、請求後に支給に向けた事務処理を開始しますので、初回の支給までお時間を要する場合がございます。



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307